

計画等の案の概要

名 称	屋外広告物規制地域の指定										
公表するもの	屋外広告物規制地域の指定案										
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期 間	令和6年11月25日(月)～令和6年12月23日(月)								
	無										
担当課等名	交通基盤部都市局景観まちづくり課		電話番号 054-221-3702								
総合計画における位置づけ	9-1 魅力的な生活空間の創出 (1) 豊かな暮らし空間の実現										
審議会等の名称	静岡県屋外広告物審議会										
<p>1 趣旨</p> <p>静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示・設置について必要な規制内容を定めています。</p> <p>令和6年度末に国道473号バイパスの国道1号菊川インターチェンジから倉沢インターチェンジ間が開通する予定です。</p> <p>今回、開通予定区間及びその沿道地域を周辺の良好な景観の形成及び風致の維持のために、屋外広告物の表示等を制限する地域として指定することとしました。</p> <p>2 指定案の骨子</p> <p>(1) 指定する区間、規制内容及び指定理由等</p> <p>ア 指定する区間及び規制内容等</p> <table border="1"> <tr> <td>路線名</td> <td>一般国道473号バイパス</td> </tr> <tr> <td>区間</td> <td>一般国道1号菊川インターチェンジから一般国道473号倉沢インターチェンジまでの区間</td> </tr> <tr> <td>区域</td> <td>当該区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)</td> </tr> <tr> <td>規制内容</td> <td>普通規制地域</td> </tr> </table> <p>・普通規制地域（静岡県屋外広告物条例第5条） 屋外広告物の表示等をするには知事（市部にあつては市長）の許可を要する地域 屋外広告物の形態ごとに高さ、表示面積等の基準が定められています。</p> <p>イ 規制図（イメージ図） 別添1のとおり</p> <p>ウ 新旧対照表等 別添2のとおり</p> <p>エ 指定理由 当該路線は、国道1号菊川インターチェンジから国道473号の倉沢インターチェンジに接続し、国道473号バイパスとして整備している道路です。当該路線の開通により、新東名、国道1号、富士山静岡空港及び東名までが接続され、交通量が増</p>				路線名	一般国道473号バイパス	区間	一般国道1号菊川インターチェンジから一般国道473号倉沢インターチェンジまでの区間	区域	当該区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	規制内容	普通規制地域
路線名	一般国道473号バイパス										
区間	一般国道1号菊川インターチェンジから一般国道473号倉沢インターチェンジまでの区間										
区域	当該区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)										
規制内容	普通規制地域										

加する見込みであることから、沿道100メートルの普通規制地域に指定し、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路の沿道景観を保全するものです。

(2) 施行予定日

上記規制は、静岡県屋外広告物審議会の審議を経て開通日頃に施行する予定です。